

第1 安全で安心なまちづくりのための合同防犯診断

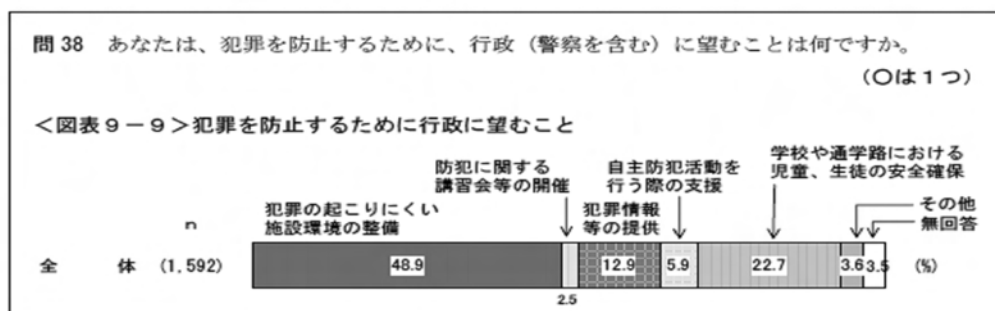
犯罪を未然に防止するためには、どのようなところで犯罪が起こりやすいか、犯罪が起こりやすい状況を知り、それを取り除く対策を考えることが重要です。

県民が犯罪を防止するために行政に望むこととして「犯罪の起こりにくい施設環境の整備」が最も高くなっていることから、こうした施策の推進が望まれます。《図1》

この施策を進める一つの方法が、合同防犯診断です。「まち」に暮らす人達と市町村や警察、学校などの関係者が一緒になって、実際にまちを歩いて、「まち」のどのようなところに防犯上の問題があるのかを点検し、注意が必要なところを確認します。そして、改善策をみんなで話し合い、それぞれができるところから取り組みを始めます。《図2》

合同防犯診断は、犯罪の機会を減少させるための環境整備と、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動とが、まさに一体的に実施できる絶好の機会になるとともに、参加者の話し合いにより改善策を考えていく取り組みでもあり、地域コミュニティーの良好な形成にもプラスになるものと考えます。《図3》

《図1》 第35回県政に関する世論調査（平成19年度）



《図2》 安全で安心なまちづくりの基本的な手法

- 安全で安心なまちづくりの基本的な手法は、「被害対象の強化・回避」「接近の制御」「監視性の確保」「領域性の強化」の4つにまとめられます。この4つの手法は、できるだけ自然な方法で、様々な手法を組み合わせることで実施します。

1 被害対象の強化・回避

犯罪の被害対象になることを回避するため、犯罪の誘発要因を除去したり、対象物を強化する。

2 接近の制御

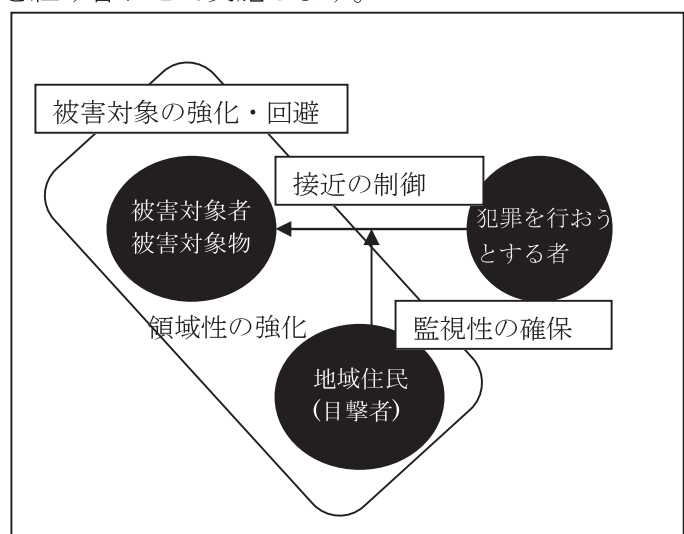
犯罪を行おうとする者が被害対象者（物）に近づきにくくする。

3 監視性の確保

多くの人の目を確保し、見通しを確保する。

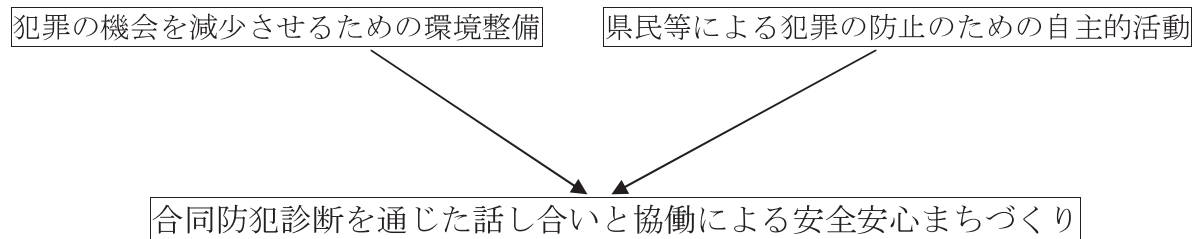
4 領域性の強化

環境を魅力的にしたり利用を活発にして、県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を推進する。



出典：安全・安心まちづくりハンドブック（ぎょうせい）
（一部変更してあります）

《図3》安全で安心なまちづくり



千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性が認識されることを旨として、行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、その構成要素である犯罪の機会を減少させるための環境の整備と県民等による犯罪の防止のための自主的な活動とが一体的かつ有機的に実施されるべきことを旨として、行われなければならない。

【合同防犯診断・話し合いによる問題解決】

- 実際にまちを歩いて、暮らしているまちの防犯診断を行なう
- 防犯診断に基づいて、みんなで改善策を話し合う
 - ・ どこかの機関や誰かに解決を押し付けるのではなくみんなで話し合う
- できることから取り組む
 - ・ 診断結果をみんなに知らせて、情報を共有する
 - ・ みんなで問題点の改善に取り組む

【合同防犯診断・期待される効果】

- 犯罪が起こりやすい場所を知ることができる
 - ・ 防犯診断に参加し、自ら診断することで、危険回避能力が身に付く
 - ・ 防犯パトロールの際の力点がわかる
- 地域の良好なコミュニティが形成される
 - ・ 地域の人達みんなで行動することで、地域に対する愛着心が芽生え、育つ
- 「安全で安心なまちづくり」が着実に前進する
 - ・ 問題や課題を地域のみんなが共有し、話し合うことで、安全で安心なまちづくりが進む